

# 核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第377回

令和2年10月13日（火）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第377回 議事録

1. 日時

令和2年10月13日（火） 10：30～11：27

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

山形 浩史 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

小澤 隆寛 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

永井 正雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

武田 侑也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

田邊 翔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム員

原子燃料工業株式会社

伊藤 卓也 品質・安全管理室 室長

植木 修 環境安全部 部長

鈴木 瑞穂 環境安全部安全管理グループ グループ長

瀬山 健司 環境安全部安全管理グループ 参事

川村 慧 環境安全部安全管理グループ グループ員

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

牧野 健士 執行役員兼保安管理責任者

藤巻 真吾 保安管理部長

亀崎 善紀 保安管理課長

#### 4. 議題

- (1) 原子燃料工業（株）東海事業所（加工施設）の保安規定の変更認可申請について
- (2) （株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（加工施設）の保安規定の変更認可申請について

#### 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）認可申請について（NFI-T）
- 資料 1 - 2 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について（NFI-T）
- 資料 1 - 3 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について（NFI-T）
- 資料 1 - 4 加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表（NFI-T）
- 資料 2 - 1 保安規定の変更について（GNF-J）
- 資料 2 - 2 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について（GNF-J）
- 資料 2 - 3 加工施設における保安規定の審査基準と保安規定の変更内容の対応について（GNF-J）

#### 6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、第377回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は二つありまして、一つ目は、原子燃料工業東海事業所の保安規定の変更認可申請について、二つ目は、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの保安規定の変更認可申請についてであります。

今回も新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しての開催となっております。

最初にテレビ会議システムでの会合における注意事項について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○長谷川チーム長補佐 規制庁の長谷川です。

本日もテレビ会議システムでの会議ということで、説明者はこれまでどおり名前と資料番号を明確にして、通しページのほうも明確にして説明をしてください。

また、可能な限り資料はモニターに映していただいて、分かりやすい説明に心がけてく

ださい。

以上です。

○田中委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、早速ですが議題に入ります。

一つ目の議題は、原子燃料工業東海事業所の保安規定の変更認可申請についてでございます。

資料1-1～1-4につきまして、原燃工のほうから説明をお願いいたします。

○原子燃料工業（植木部長） 原子燃料工業の植木でございます。

本日は原子燃料工業東海事業所に関します保安規定の変更認可申請に関する審査を、どうぞよろしくお願いいたします。

この保安規定の変更認可申請でございますが、本年の4月1日の法令改正を受けまして、9月18日に申請させていただいたものでございます。なお、弊社の熊取事業所ですが、こちらのほうは7月31日に同様の内容を申請させていただいております。

保安規定の申請内容につきまして、具体につきましては弊社の瀬山のほうから御説明を差し上げます。

じゃあ瀬山さん、よろしくお願いいたします。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所の瀬山でございます。

では私のほうから資料のほうの説明をさせていただきたいと思っております。ちょっと共有をして、その場面に基づいて説明をさせていただきます。

こちらのほう、資料1-1に基づきまして、原子燃料工業株式会社東海事業所の原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定の認可申請について、御説明いたします。

まず変更の概要でございますが、今回の変更につきましては、こちらの2行目のほうにございますが、2020年4月1日の法令改正に基づく新たな検査制度に対応するため、規定の削除、追加及び変更を行うものでございます。保安規定の章構成と今回の変更に伴う影響については、図1に示してございまして、個別の条項に対する変更の概要につきましては表1に示してございます。

続きまして2.の、変更の理由でございます。こちらのほう、理由としては五つございます。

まず(1)のほうでございますが、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」以下「品質管理基準規則」と呼びますが、こちらと及びそ

の規則の解釈に基づきまして、加工の事業許可を受けましたので、これに伴いまして加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために、記載を追加及び変更をするものでございます。

影響を受ける条項につきましては、括弧書きの以下のところで示してございますが、後述いたしますが、主に第2章のところの変更がでございます。

続きまして変更の理由の(2)です。

(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則、こちらのほう「加工規則」と呼びますが、こちらの条文が削除、追加又は変更されたというところがございまして、それに伴いまして保安規定の記載を削除、追加又は変更をしております。

こちらのほうは、以下の条項が影響を受けますが、そちらのそれぞれにつきましては別途御説明いたします。

ページの2ページ目です。理由といたしましては三つ目でございますが、(3)のほう。加工規則第7条の改正、こちらのほう令和2年4月1日に施行されたものでございまして、こちらにつきまして、伴いまして別表18の保安に関する記録を改定いたします。

これら(1)～(3)の変更が主立ったものでございまして、これらの変更を受けまして条項の繰下げ、その他記載の適正化を行っているというものが(4)と、その下に示してある条項でございます。

最後、今回の4月1日の施行に伴う改正に直接関わるものでないもの等につきましても、記載の適正化等を行ってございまして、そちらのほうを(5)で行ってございまして。影響を受けるものは、そこに示してある条項のとおりでございます。

それでは、具体的にどういったところが変更を受けているかということについて御説明したいと思います。

こちらにつきましては、文書を示してございまして、図のほうが分かりやすいと思いますので、こちらの図1の保安規定の章構成、こちらのほうで御説明したいと思います。変更の内容は青文字もしくは赤文字で示してございまして。

まず一つ目、第1章の総則のところでございますが、こちらのほう、第3条の2を削除してございまして。こちらのほう、従前安全文化の醸成及び維持のほうを規定してございましたが、こちらのほうをそれぞれの保安活動の中で展開するものというところでございますので、こちらの考え方につきましては、それぞれの条文に移管しまして、第3条の2自体は削除してございまして。

続きまして第2章保安管理体制のほうです。

二つございまして、まず一つ目、第3条の3～第15条の2において、品質管理基準規則の要求事項を追加してございます。

こちらにつきましては二つございまして、一つは業務のプロセスを再整備いたしまして、個別の業務として六つの章、六つの業務、第4章～第10章まで、以下6業務といいますか、とすることで、第11章において明確化いたしました。なお、12条ございますが、第12条～第12条の7の設計管理及び第12条の8～第12条の9、調達管理の追加及び変更につきましては、従来から下位文書への展開において遜色なく、既存設計結果であったり、調達結果に大きな影響を与えるものではないとしております。

同じところでございますが、また第5節に評価及び改善というものを示してございますが、こちらにつきましては是正処置及び予防処置に加えまして、不適合その他の事象も対象といたしまして、幅広い改善活動として認可及び変更いたしてございます。

その具体的内容につきましては、文章のほうに展開して対応するものでございます。

図のほうですが、その下、第17条使用前事業者検査及び定期事業者検査、担当グループ長の職務としたというところでございますが、こちらのほう、後述いたしますが、第6章の施設管理のところ、今回施設管理につきまして詳細に規定してございますが、その際に担当グループ長による使用前事業者検査等の実施を行いますので、それに整合させるように、第17条の職務に反映してございます。

続きまして第3章の教育・訓練のところ、

こちら第24条設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練でございますが、加工規則の用語に倣いまして、設計想定事象等につきまして、第24条等に文章表現の適正化を行ってございます。また、初期消火活動につきましては、設計想定事象の火災の防止の一環であるため、これを取り込んで整理したというところで、図でいいますと第9章のほうですね。こちらのほう、76条～78条ございますが、こちらを移管したというところで、第9章は削除いたします。

続きまして、ちょっと飛びまして第5章の放射線管理のほうでございます。こちらのほう、保全区域というものを新たに追加してございます。第45条の2、保全区域を追加してございます。保全区域につきましては、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所というところで、管理区域以外のものというところから、その具体的な場所につきましては別図3に示すようにしてございます。

具体的な立入制限等の管理処置につきましては、管理基準に定めるように考えてございます。

続きましてその下です。被ばく低減のところでございますが、こちらのほう被ばく低減、ALARAの部分です。あと第8章のところ、こちらにつきましては情報といたしましては第50条、第74条、第75条ございますが、これらにおきましてALARAの精神に基づく活動であるということを確認化してございます。

さらに第6章施設管理でございますが、こちらのほう、従前の保守管理に踏まえまして、保全の有効性の評価及び施設管理の有効性評価を行うように見直しを行っております。この際に、第4章の加工施設の操作にありました第29条、こちらの巡視・点検のほう。こちらのほうにつきましては、施設管理の活動の一環とすることで、こちらのほうに移管したということで、第29条自身は削除いたします。取り込んでございます。

具体的には、まず施設管理方針と施設管理目標について、あと保全重要度を設定して、保全の対象と施設と保全の方法について、あとそれに基づいて保全計画・点検計画の立案、あと巡視の仕様に改造を行ったと。

また使用前事業者検査と定期事業者検査を定期的を実施する。適切な時期において実施するという事です。

あと第11章のほう、これまで従前であれば定期評価という項目が規定されてございましたが、こちらにつきましては第11章を削除しまして、長期施設管理方針であったり高経年化に関する技術評価ということで、施設管理の活動の一環として取り込むというところで、第11章のほうは削除してございます。

こちらの資料1-1の説明については以上でございまして、それぞれ資料1-2につきましては、今回の変更に伴う補正というところでございますが、資料1-2につきましては、品質マネジメントシステムに係る許可との整合性というところで、令和2年6月23日付けで届け出ました品質マネジメントシステムのところにつきましては、保安規定との整合性を確認した資料をまとめてございます。

また、資料1-3につきましては、保安規定と審査基準との整合性といったところで、今回の保安規定の関連の変更以外の場所につきましても確認して、審査基準と整合するものということの確認をまとめてございます。

最後、資料1-4につきましては、加工事業許可と保安規定の記載整理表といったところで、保安規定の変更箇所と、あと加工事業変更許可、本文の部分と添付書類の部分ござい

ますので、それぞれで対応する記載のところを確認したという資料を、資料1-4のほうにまとめてございます。

資料1-2～1-3及び資料1-4につきましては、説明のほうは割愛させていただきます。

保安規定の変更に係る説明のほうは、以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

それではただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

最初に加工事業の変更許可申請書への適合性について確認します。

令和2年4月1日の原子炉等規制法改正で、22条第2項、保安規定の認可基準が改正されまして、加工事業許可を受けたところによることということで、正式には「許可又は届け出たところによるものでないことに該当すると認めるときは認可してはならない」ということが規定されました。事業者におかれましては、今回の保安規定の変更認可申請書と加工事業許可の申請書との整合を、どのような体制で確認して提出されているか、御説明をお願いします。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業の瀬山でございます。

そちらのほう、資料1-4、こちらのほうに対応するものと考えますが、こちらについては、まず保安規定の変更箇所をまとめまして、それぞれにつきまして加工事業変更許可の対応する記載のほうを抜き出しております。

そのときに対応する記載が妥当なものであるかというもの。作成担当者が作成した上でクロスチェックという形で、ほかのものをレビューという形で確認した上で、こちらのほうを作成し、提出させていただいております。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

今、作成とチェックというのは分かりましたけれども、最終的な承認というか、社内の確認というのはどのようにされているのか、説明をお願いします。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所の瀬山でございます。

こちらのほう、右上のほうに文書番号がついてございますが、これらの文書、発行する際にはベースの管理表というものを発行いたします。こちらの管理表につきましてはこちらの文章に関する関係者、具体的には当社であればグループ長、あと部長、あと関連する部長等に送ることで、内容について確認して、それらの回覧が終了した上で提出すると

いう、そういった立てつけとなっております。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

これまでの班内の確認では、品質管理基準規則とか、いわゆる許可に基づく届出の内容については、熊取の事業所に対して、以前指摘した事項が水平展開されていることは確認しました。

それ以外のことについても、申請のあった保安規定の変更内容について、品質マネジメントシステムや加工施設の操作とか、今回新たに規定された設計想定事象とか、放射性廃棄物の管理と放射線管理、これは平常時の環境モニタリングの実施体制等につきましては、今回本日説明、詳細はございませんでしたけれども、資料4も参考にしつつ、加工事業変更許可申請との整合性を審査して、不明な点があれば面談で確認したいと思います。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所、瀬山です。

承知いたしました。

○田中委員 あとありますか。

○武田チーム員 原子力規制庁、武田です。

続きまして加工施設の保安のために講ずべき措置について、制度改正の反映について確認いたします。

加工事業規則第8条第1項第7号に基づき、保安規定で新たに保全区域を明示し管理するようというふうに規定がされております。

申請のあった変更後の保安規定第45条の2、資料で言うと1-3の24ページ目です。この中で別図3で保全区域を設定しているんですけど、この保全区域をどういった考えで設定しているのかを説明をしてください。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所の瀬山です。

保全区域の設定につきましては、当社のほう、申請時点では今回ディーゼル発電機を設置した場所を保全区域に設定してございます。こちらのほう考え方といたしましては、ディーゼル発電機の機能を喪失することで管理区域内の安全に影響を及ぼすものとして、こちらのほうを選定したというものがございます。

ただ先行する事業者様の審査会合の状況を鑑みますと、こちらのほう設備・機器の選定であったり、あとそれらをサポートするユーティリティ、補機につきましても保全区域として設定するか、否かということを検討する必要性を考えてございまして、こちらにつきましても再検討を考えてございます。

○武田チーム員 原子力規制庁の武田です。

先行のほかの加工事業者の会合等々で、設定の方針等は再度検討するという事で理解しました。

念のためにその方針をもう一度お伝えしますと、設定の考え方としては安全機能を有する施設のうち、管理区域内の安全機能の一部が管理区域外に設置されている設備については、当該設備が存在する区域を保全区域として設定するという考えとして、ほかの事業者のほうにも伝えております。

この中には、おっしゃるとおり燃料タンクやケーブルといった補機類も含んでおります。こういったものを含めた上で再度整理を行って、面談等で説明をしてもらうようお願いいたします。

以上です。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所の瀬山でございます。

承知いたしました。

保全区域につきましては、その補機の設置状況等々も鑑みまして、検討を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田中委員 あと、ありますか。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

今回の申請の内容は、規則改正というか、そういうものを踏まえたものというところの変更内容であって、新規制基準対応の許可、設工認を順次反映するというものは、内容に含まれていないということで、まずよろしいでしょうか。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所の瀬山です。

おっしゃるとおりでございます。今回の変更は先ほど御説明しましたが、2020年4月1日の法改正に伴う変更でございます。新規制基準に対する進捗のものはございません。

○小澤チーム員 規制庁、小澤です。

その点は了解しました。ただ、恐らく事業者のほうでは設工認の工事等、順を追って進んでいるところで、まず許可を踏まえたところで、どのタイミングで反映するのか、ソフト対応等々、どこのタイミングで対応するのか。設工認についても施設の工事が進むにつれて、保安規定に反映すべきものというものを整理されている状況だと思います。

前回の保安規定の申請のときには、参考としてお互いにそれを管理するという事で添付していただいていたところですが、まずその状況についても、事実確認の中で管

理状況というのを確認させていただきたいと思っておりますので、準備のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○原子燃料工業（瀬山） 原子燃料工業東海事業所の瀬山でございます。

はい、承知いたしました。前回の保安規定でつけた管理表等々ございますので、ソフト管理の段階的な進捗も網羅的に見られるような形で、御説明をいたしていきたいと思っております。

○田中委員 あとよろしいですか。

よろしければ私のほうから最後に一言、二言申し上げますが、本日の審査会合で指摘いたしました事項につきましては、適切に対応するようにお願いいたします。

また、今後につきまして事務局で事実確認を進めていただきまして、新たな論点等があれば、また議論をしたいと思っております。

よろしければこれをもって議題1を終了いたします。ここで出席者の入替えがありますので、少し中断いたします。

（休憩 原子燃料工業退室 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン入室）

○田中委員 それでは再開いたします。

二つ目の議題はグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの保安規定の変更認可申請についてであります。

まず資料2-1～2-3につきまして、説明をお願いいたします。

○田邊チーム員 すみません、規制庁田邊ですが、そちらの音声聞こえないのですが、ミュートを解除していただけますでしょうか。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（牧野保安管理責任者） 今、しゃべっていませんでした。すみません。

○小澤チーム員 規制庁、小澤ですけども、資料の説明をお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（牧野保安管理責任者） ただいまミュートを解除いたしました。聞こえますでしょうか。

○小澤チーム員 音声良好です。説明のほうをお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（牧野保安管理責任者） グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの牧野でございます。

それでは9月25日に申請いたしました、弊社株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関しまして、本日、私牧野と藤巻と亀崎の3人で対応させていただきますので、審査のほう、よろしくお願いたします。

なお弊社でございますけれども、社名が長うございますので、今後はGNF-Jと呼ばせていただきますことを御了解お願いたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） それでは藤巻のほうから、資料2-1の1.変更の項目及び理由について御説明さしあげます。

今回の保安規定の変更でございますけれども、原子力規制における検査制度の見直し、この規則の改正に伴って、以下の①～④の変更を主な対象としてございます。

①でございますけれども、品質管理基準規則及びその解釈に基づき、届出によりますけれども、加工の事業の許可を得たところ、加工施設の保安のための業務に関わる品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加、又は変更してございます。

②でございますけれども、加工規則の条文が削除、追加又は変更されたために、これに伴いまして保安規定の記載を削除、追加又は変更してございます。

③でございますけれども、加工規則第7条の改正に伴い、別表18の保安に関する記録を変更いたします。

④でございますけれども、上記の変更に伴いまして条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行ってございます。

「また」以降に書いてございますけれども、平成31年1月30日付けの原規規発第1901303号にて認可された、加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した工事に関する事項を反映するとともに、主に添付1、2に関わる評価及び改善に基づき変更を主とした記載の適正化について行ってございます。

以下の2として変更の詳細について、亀崎のほうから御説明いたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（亀崎保安管理課長） GNF-Jの亀崎でございます。よろしくお願いたします。

それでは先ほど藤巻が申しました保安規定の変更内容につきまして、資料2-1を用いて御説明させていただきます。

資料2-1には、2.変更の詳細としまして、1ページ目下より4ページ目まで記載がありますが、変更部分は大きく(1)法令改正によるもの。(2)認可いただいております設工認の工

事の進捗を反映したもの。(3)その他記載の適正化と分かれております。

また、変更においては、章構成の変更も併せて行っており、新旧の対比、各条項の移動状況などを5～6ページの図1に示しております。

まず(1)の法令改正による変更について御説明いたします。

この変更は、4月に行われた法令改正によるものであり、この法令改正による変更についても、①～④までの四つに分けており、それぞれについて説明いたします。

①としまして、品質管理基準規則及びその解釈に基づき、加工施設の保安のための業務に関わる品質管理に必要な体制を整備するために、記載を追加・変更いたしました。本変更においては、この品質管理に必要な体制を整備するための記載、すなわち品質マネジメントシステムに関する事項を第4項に集約する変更を行いました。これに従い、既認可の第5条～第15条の2を削除しております。

このイメージとしまして、5ページの図1の上のほう、第2章の部分の緑の線で集約による章立ての変更、条項の集約・削除を示してございます。また品質管理基準規則、その解釈、許可に関わる届出及び保安規定の変更認可申請の記載を比較したものを資料2-2、ST0-N20-009の表1に示しており、品質管理基準規則の保安に追加及び明確化された21の事項と保安規定の変更認可申請の記載の対応を、資料2-2の表2に示してございますが、詳細の説明は省略させていただきます。

②としまして、加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、変更、又は追加したものがあります。こちらは加工規則第8条第1項の各号に変更に伴う対応をしており、2ページ目～3ページ目の幾つかのポツで示してございます。こちらの変更においても既認可の各条項を集約する変更を行っており、その様子を5ページ、6ページの図1に示しております。

この変更について具体的には代表的な例を幾つか示しますが、加工規則第8条第1項第7号、管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に関わる立入制限に関することの反映としまして、第5章放射線管理の中で第45条の2として新たに保全区域を定めることを明確化して、別図2にその場所を示すようにしております。

次に加工規則第8条第1項第14号（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。）の反映としまして、既認可第24条、第36条の2から第36条の7及び第87条の2を第9章「設計想定事象に対する加工施設の保全に関する措置」に集約、変更も含みますが、させました。

集約させることにより、前に言いました既認可条項を削除いたしました。図1では青色線及び黄色線で示してございます。

続きまして加工規則第8条第1項第16号、(加工施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理の方針を含む。))の反映としましては、関連する条項を第58条に集約させることとして、図1ではオレンジ線、オレンジ破線で示してございます。その中で旧加工規則第8条第1項第20条(加工施設の定期的な評価に関すること。)の変更を反映しまして、既認可第11章の定期評価については削除することとしておりますが、従来より実施しておりました経年劣化の技術的評価や長期保全計画については、第58条の施設管理計画の中で展開していくこととしております。

代表的な変更について御説明いたしましたが、この②の変更につきましては、加工施設における保安規定の審査基準と保安規定の変更内容の対応を比較したものを資料2-3、ST0-N20-010にまとめてございます。ただいまこの場では詳細の御説明は省略させていただきます。

③といたしまして、加工規則第7条の改正に伴い、保安に関する記録について記載してあります別表18を変更して対応してございます。

④につきましては、①～③の変更に伴う条項の繰り下げなどの変更と、記載の適正化を行っております。

(2) につきましては、平成31年1月30日付けで認可いただきました設工認にて実施した次の工事進捗を反映しております。

C型ペレット貯蔵棚の耐震補強に伴う最大貯蔵能力の変更。

燃料棒貯蔵棚の変更に伴う最大貯蔵能力の変更。

第1-1階粉取扱室の設備撤去。

第1-15廃棄物貯蔵場の新設。

これらにつきましては、別図、別表の変更を行い対応してございます。

(3) につきましては、その他記載の適正化といたしまして、各部の見直しを行っております。

今回の保安規定の変更申請の説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。

それではただいまの説明につきまして、規制庁のほうから質問、確認等をお願いいたします。いかがでしょうか。

○田邊チーム員 規制庁の田邊でございます。

それではまず確認に移らせていただきたいと思います。まず最初に、加工事業変更許可申請の適合性について確認をさせていただきます。

これについては、途中一言そちらの事業所のほうから御説明ありましたが、品管規則に追加及び明確化された21項目の事項について、こちらについての確認でございます。21項目のうち、今回でいいますとNo.20になります。外部からの要員確保について、これについて確認を行います。

外部からの要員確保について、まず最初に今回の申請で言うと、どの範囲に反映されているのか、御説明をお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（亀崎保安管理課長） GNF-Jの亀崎でございます。

今回申請しました保安規定の中の第4条、品質管理マネジメント計画の中の4.1（5項）、あと6.1項、7.5.6項にそれぞれ展開してございます。

○田邊チーム員 規制庁、田邊でございます。

今の御説明は、恐らく今回の机上の資料の資料2-2の一番最後のページに記載されている、今回対応箇所というところで御説明をいただいたと思いますが、今回こういったところで外部要員についてが反映されているということは、まず次の質問として、今回は人的資源について、組織以外からの調達を計画をしているという理解でよろしいでしょうか。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-Jの藤巻でございます。

当社ですけれども、基本的に操作員とか、もしくは放射線管理、自社の人間で賄ってございまして、直接的に保安の業務として外部の調達を計画している事実はございません。ただ講師とか、そういったところで我々ができない事業を調達として依頼する、委託する、そういったことはございます。

○田邊チーム員 規制庁、田邊でございます。

つまり一部については、外部からの人員の調達をされているということで、今の御説明は理解しましたが、そうしましたら次の確認事項としまして、今回組織外からの要員の確保につきまして、組織以外からの要員の教育・訓練について、こちらはどのように申請書

上規定されているのか、御説明をお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-Jの藤巻でございます。

保安規定の本部のほうの記載で言いますけれども、23条、こちらに力量、教育・訓練及び認識という項がございます、こちら別表1につきまして教育・訓練項目というのがございますけれども、こちら今まで社外員、社内員という切り分けで記載を書き分けていたんですけれども、実質的に教育する内容は同じでして、当社で必要とする分を外部に委託するのであれば、同等の教育を施すべきというふうに考えまして、その区別を撤廃して従事者等と、これで内部で当該作業を実施する場合、外部で当該作業を実施する場合というのは統一して、同一の基準で教育しているというふうに変更してございます。

○田邊チーム員 規制庁の田邊でございます。

今御説明いただいたのは、申請書自体ということで、今回の審査会合の資料には載ってはいませんが、今御説明いただいた別表1です。教育・訓練の項目ということで、今までの記載は「社員」と「社外員」というふうに記載されていたのを、今回の申請の中で「従事者等」というふうに記載を変更されたということで、今この「従事者等」というのは、今まで全ての社外員とされたところを含むという御説明をいただきました。ちなみにこの「従事者等」というのが、今まで言う社員、そして社外員を含むということをごどこかで申請書上、御説明されているでしょうか。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-J、藤巻ですけれども、こちら第3条関係法令及び保安規定の遵守というところの第1項で、既にその提示をしてございます。

こちら、もともと既認可でそういった記載があったということで、変更なしという申請になってございます。

○田邊チーム員 規制庁、田邊でございます。

今回の申請書上だと既認可ということで見えないだけであって、既認可を確認すればこちらについて用語の整理がされているということについては理解いたしました。

今回のやり取りで確認させていただいた事項等を含めて、今後不明点がありましたら適宜説明等は求めていくものになりますので、よろしくをお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-J、藤巻です。

承知いたしました。

○田中委員 はい。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

同じく加工事業変更許可申請書への適合性についての確認なのですが、今回個別に確認というよりは、この保安規定の変更認可申請書を提出するに当たって、社内でどのような確認をして提出申請したのかという点について確認します。

令和2年4月1日の原子炉等規制法の第22条2項の保安規定の認可基準が改正されまして、加工事業許可を受けたところによることということで規定されております。この点について、事業者は今回の保安規定変更認可申請書と、それから加工事業変更許可申請書との整合性について、どのような体制で確認して、今回の提出をしているのか、説明してください。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（亀崎保安管理課長） GNF-Jの亀崎でございます。

今回の保安規定申請に関しましては、当社において保安規定で規定されています第21条放射線安全委員会、こちらのほうで審議をいたしております。ここはその前に文書作成、当初作成におきましては担当の作成、その後許認可関係であるとか、関係部署の審査を経て部長の承認をもらい、その後放射線安全委員会に答申しまして、そちらで審議を行いました。

そちらで内容を承認いただいて、その後社長の承認を得た後、規制庁へ申請するというふうな流れになってございます。

以上です。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

今社内の手続については御説明いただきましたけれども、本日の資料といいますか、これまでのヒアリングも含めましてですが、加工事業変更許可申請書への適合性について、まだ説明をしていただけていないところです。今回の保安規定の変更内容が加工事業変更許可申請書と整合していることについても、今後の審査で確認をしてまいりますので、整理した上で説明をするようにしてください。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（亀崎保安管理課長） GNF-Jの亀崎です。

承知いたしました。

○田中委員 あと、はい。

○田邊チーム員 規制庁、田邊でございます。

続きまして、加工施設の保安のために講ずべき措置、保全区域の考え方について確認を進めたいと思います。

加工事業規則の第8条の第1項第7号に基づいて、保安規定で新たに保全区域を明示して管理を行うよう規定がされてございます。

今回でいいますと、資料2-3の42ページで保安規定45条の2の考え方、引用されていると思いますが、こちら事業者のほうでは保全区域をどのように考えて整理、設定されたのか、御説明をお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-Jの藤巻でございます。

申請当初におきましては、加工規則に記載のあります保全区域とは、加工施設の保全のために、特に管理を必要とする場所であって、管理区域外のことを言うということございまして、特に管理を必要とする考え方として、従来の特別に管理をする施設ですとか、また安全機能を有する施設、こういったものを全てリストアップしまして、その中で特に管理をする、影響が大きいものとして、保全区域が必要な区画を選んで御説明いたしました。

ただし、こちら先ほどと同様でございますけれども、他事業者さんとの面談の状況とか、それから会議のほうの状況を踏まえまして、安全機能を有する施設につきましては、施設管理で施設の範囲というものを定めて運用してございますけれども、こういったところを管理区域のどこに、ということも整理しまして、もう一度検討することを考えてございます。

○田邊チーム員 規制庁の田邊でございます。

今のそちらのほうからでも発言がありましたが、先行他社の事例でも審査会合で同様の指摘はさせていただいてございまして、ちょっとその考え方について改めて御説明させていただきますと、安全機能を有する施設のうち、管理区域内の安全機能の一部が管理区域外に設置されている既設備について、当該設備が存在する区域を保全区域として設定すること。

そして当該区域については設備本体というだけではなくて、補機類、施設の機能を発揮するのに必要な補機を含めるということございまして、今回GNF-Jさんの中でも管理区

域外に設置する安全機能を有する施設をしっかりと洗い出していただいて、今後の区域を設定していただくことを、今後の面談等で確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-J、藤巻です。

承知いたしました。

○田中委員 あと、はい。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

引き続きまして三つ目の論点といたしますか、確認事項として、加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更です。このうち段階的な申請について確認します。

本日の資料ですと、先ほども説明ありましたように、資料2-1の3ページの一番下から4ページにかけて、平成31年1月30日付で認可された設工認で実施された工事を反映するというので、例えばC型ペレットの貯蔵棚の、最大貯蔵能力の変更などが申請されています。

本日の資料にはございませんが、保安規定の変更認可申請書の108ページの別表15です。こちらに最大貯蔵数量が載っているんですけども、この中で今許可との整合を確認したところ、第1加工棟内の貯蔵場所には、まだこの加工事業変更許可申請書には記載されていないC型の酸化ウランの貯蔵棚や、B型ペレット貯蔵棚等の記載が、今回の保安規定の変更認可申請書の別表には記載されていますが、これらの設備については、今後撤去をしたりとか、保安規定に反映する予定があるのかということについて、説明してください。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（亀崎保安管理課長） GNF-Jの亀崎でございます。

ただいまGNF-Jにおいては、第3回の設工認まで終わっておりまして、合計6回を予定してございます。そのうち設備の撤去におきましては、第5回以降で予定してございますので、そのときに申請をして工事が終わった後、保安規定に反映していく、このような予定でございます。

以上です。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

今、御説明あったように、加工事業変更許可申請書との整合という意味では、まだ途中の段階にあるということですので、今後新規制基準対応工事の進捗に応じて、この保安規

定変更認可の段階的申請をどのようにするのか、また社内でどういう管理をしているのか、整理して今後の予定も含めて説明をしてください。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（亀崎保安管理課長） GNF-Jの亀崎でございます。

承知いたしました。

○永井チーム員 今ずっと、今回保安規定の変更認可申請書を我々のほうでも確認しておりますけれども、保安規定の実際に今日のテーブルには乗っていませんが、認可申請書の、我々のほうで確認していたところ、例えば申請書の78ページの変更前後の認可を受ける内容のところに、本来なら条文が88条になっているべきところが、86条になっているとか、誤記の類いなものかもしれませんけれども、保安規定の認可を受ける本文になりますので、そういう点も含めて保安規定の追加とか変更とか、削除に伴う条ずれとか、引用する図表への反映についても改めて確認して、反映漏れとか修正漏れがないか、確認した上でまた今後の面談で説明をするようにしてください。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-J、藤巻でございます。

当該の箇所、我々のほうでも気づいてございまして、申し訳ございません。再度御指摘を踏まえて確認した後、面談等当たるようにいたします。

以上です。

○永井チーム員 原子力規制庁、永井です。

最初にも確認しましたがけれども、皆さんの社内の確認で、手続的には品質マネジメントシステムとか保安規定に基づいてされているものと思いますけれども、具体的な内容をこちらのほうには誤りがないように、確実に社内でチェックして、申請するということが最終的な補正につなげていただきたいと考えております。

○グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（藤巻保安管理部長） GNF-J、藤巻です。

承知いたしました。

○田中委員 あとありますか。よろしいですか。

ほかに議論がなければ、私のほうから最後に一言申し上げますが、本日の審査会合で指摘いたしました事項につきましては、適切に対応するようお願いいたします。また、今後につきましては事務局で事実確認を進め、新たな論点等があれば、また議論をしたいと思

います。

よろしければこれをもちまして議題2は終了いたします。どうもありがとうございました。

これをもって本日の審査会合を閉会いたします。ありがとうございます。